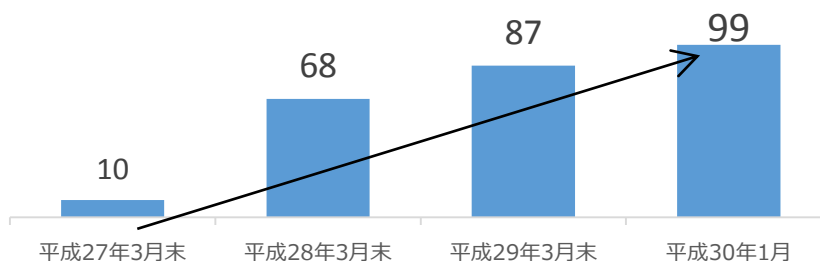


市民活動支援センター開設による影響・効果

1. 利用登録団体登録数の増加

平成27年1月に開設以来、広報誌やホームページなどの周知や口コミ等の影響が加わり、平成30年3月で99団体となっている。登録団体が増えることにより、登録団体への支援が円滑になり、またセンターを介して団体同士のネットワークの形成促進、更に市民の参加の機会が広がることが期待される。



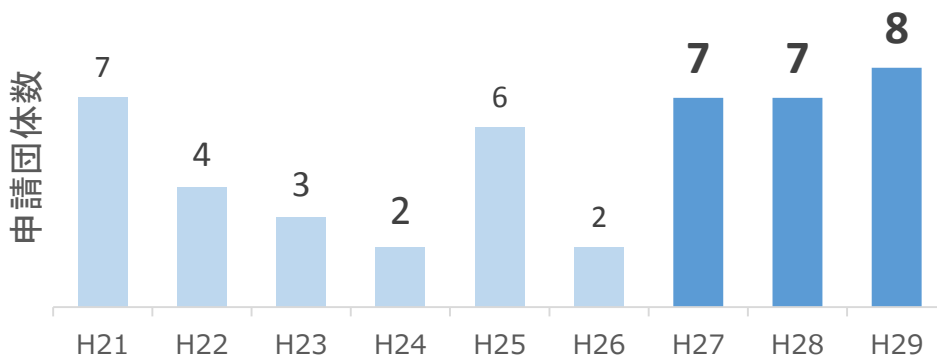
センター利用登録団体の推移

2. 団体のネットワークによる活動の広がり

3月に市民活動団体と自治会等が交流を図ることを目的とした「おづぷらざフェスタ」を開催しており、自治会を含む30団体（平成28年度実績）が参加した。これにより、市民活動団体と自治会が連携して事業を行うケースが増えてきている。ボランティアセンターを設置している社会福祉協議会とも連携が密になっており、講座を共催で行うなどの取組を行っている。

3. がんばる市民公益活動応援補助金申請団体の増加

泉大津市がんばろう基金を活用し団体の活動事業への補助金を交付する制度で、平成21年度より実施しているが、年度によって変動はあるものの、平成26年度までの過去6年間の申請団体は平均4団体であったが、平成27年度、28年度はいずれも7団体、29年度は8団体の申請があった。



補助団体の紹介（順不同）

広報いずみおおつ（H29.8）

市民活動を
応援
します！

「がんばる市民公益活動応援補助金」

交付事業が決まりました

平成 29 年度がんばる市民公益活動応援補助金の認定事業が下記の 7 事業に決まりました。認定事業決定にあたっては、市民活動に関する有識者などで構成する審査委員会において、申請団体による公開プレゼンテーションを実施し、審査を行いました。

問合せ 人権市民協働課（市役所 1 階 2 番窓口）

このロゴマークは、市民活動団体、市民、行政など、泉大津全体で市民活動を盛り上げ、応援していくことをイメージしています。



■平成 29 年度認定事業

団体名	内容
松下食育農業塾	親子参加でジャガイモなどの植え付けや収穫を行い、食育を通じて思いやりの心をはくくむ。
EFFC	地域の子どもたちに英語を楽しいと感じ、好きになってもらうことから「真の国際人」として活躍できる人材を育成する。
特定非営利活動法人 泉大津市 和花	地域の高齢者や子育て中の人などが気軽に立ち寄れる憩いの場を作り、地域で互いに助け合い、支え合う仕組みを作る。
NPO 法人わかばの森 アフタースクール	放課後の空き教室などを利用し、地域住民などを講師として派遣することで学習の楽しさを伝える。
絵本の会 ぼっかぼか	絵本を媒体として地域のコミュニティ作りを目的に絵本ひろばや読み聞かせなどの活動を通じて読書意欲を高める。
まちライブラリー ホノワ	まちかど本箱設置の促進や、本に関わるイベントを開催することで、本を通じて世代を超えた交流を図る。
ねころじの会	のら猫を増やさないため、TNR 活動（捕獲・不妊去勢手術、元の場所に戻す）を行う。



■「がんばろう基金」へ寄附のご協力をお願いします

「がんばる市民公益活動応援補助金」は、市民と行政とで公益的な活動をしている市民団体を応援するため、皆さんからいただいた寄附と、市の積立金からなる「泉大津市がんばろう基金」を活用しています。寄附のご協力をお願いします。

寄附の方法

市ホームページ「泉大津市ふるさと応援寄附のお願い」からダウンロードできる「寄附申込書」を用い、次の①または②の方法でお願いします（ご希望により郵送もします）。

①納付書でお振り込み

「寄附申込書」にご記入のうえ、郵送、ファクスまたはメールでお送りいただきますと、手数料がかからない「ゆうちょ銀行」専用の払込納付書をお送りします。

②市役所窓口へ持参（開庁時）

「寄附申込書」にご記入のうえ、寄附金とともに秘書広報課窓口（市役所 4 階）にご持参ください。

その他、クレジットカード決済による手続きも可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

問合せ 人権市民協働課（市役所 1 階 2 番窓口）

松下食育農業塾



この事業は泉大津市の
がんばろう基金を活用
しています







7月2日に、泉大津市二田町のNPO法人「わかばの森アクトスクール」の敷地で、この松下食育農業塾の収穫祭が行われ、子どもたちは、春に蒔きで殖えて育てたジャガイモを収穫し、自分の手で調理した肉ジャガを食べる昼食会を体験しました。そのほかにも野菜の話や聞いた話、おハシの使い方や学んだ後で、大豆をおハシで移すゲームをしたりと大満足の日を過ごしました。

▼感謝の心を育てる▲

食育基本法の前文には、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である」と、子どもが成長する上での「食」の重要性が明記されています。

松下食育農業塾は、「この「食」の重要性と、「多くの命と多くのお陰をもちまして、いただきます」と「尊い命と尊い努力をいただきまして、ごちそうさます」の「命への感謝の心」を大切にしており、この心を育てる実践として、親子で作物の植え付けから収穫、調理、食事までを体験する一貫した食育活動を行っています。

食の大切さを伝えよう

松下食育農業塾の取組み

おづぶらぎニュースVol.10 (H29.9)

特定非営利活動法人 泉大津市 和花



市民活動の輪


▶お手伝いいただける人を募集しています

あなたの余暇時間を、ちょっとだけ地域のためにお貸しください。

あなたの「できること」を「できる時」にご提供いただけませんか。

事務所 泉大津市二田町 3-9-18
☎・ファクス 23・3788
法人携帯 080・6234・3788

★お気軽にご連絡ください。



コミュニティサロン和花(のどか)

Vol.32 和花(のどか)が特定非営利活動法人(NPO法人)となりました!

和花(のどか)は、今年の4月に 特定非営利活動法人 泉大津市和花 として地域の「ふれあい」と「ささえあい」を実現するため、NPO 法人となりました。

誰でも気軽に立ち寄れる「コミュニティサロン」の開催や、生活のちょっとした困りごとをお手伝いし(掃除・買い物など)、「地域の中で安心して暮らせる街を実現するため」活動をしています。

※この事業は「泉大津市がんばろう基金」を活用しています。



泉大津でがんばる市民団体を紹介します。

広報いずみおおつ (H29.10)



この事業は、がんばろう基金を活用しています

連載

市民活動の輪

Vol.31 EFFC : English For Future Children

「未来を担うこどもたちの為の英語を」

はじめまして！我々は、EFFC : English For Future Children「未来を担うこどもたちの為の英語を」という想いから本年度新たに設立した団体です。

2020年に全国の小学校3年生から英語が必修化されることが決まり、英語の需要が高まる今日、さまざまなスクールが出てきていますが、我々のモットーはとにかく、生徒の皆さんに「英語は楽しい！」と思ってもらうことに徹しています。

現在のレッスン生は小学1～2年生が中心ですが、毎回、体を動かしたりゲームをしたり楽しみながらどんどん英単語も吸収してくれています。

↑体を動かしながら
英単語を学びます↓みんな、英語カルタが
大好きです。真剣です！

また、地域密着型の英語教育を目指しているのも、マニュアル通りのレッスンだけではなく、その日の学校の行事に合わせて生徒さんの様子をみながら臨機応変にレッスンを行っていくことが我々のレッスンの特徴の一つでもあります。例えば、学校で校外学習があった時には、その時に見たものを出し合ってそれを英語で言ってみたり、学校の算数の授業で数字を習ったら、数字を英語で言ってみたりゲームをしたりしてその都度、生徒さんのレベルや興味に合わせたレッスンを行っています。

「英語は楽しい！」と思えた瞬間から、英語を通じて日本以外の国や文化に興味をもつ良い機会にもなります。EFFC 代表で英語講師の鈴木は、語学留学歴1年、海外勤務歴5年、バックパッカー歴1年(!?)という少し変わった国際体験をしていることもあり、さまざまな角度からの世界を見てきました。この泉大津の未来を担う大切な子どもたちにも英語を通じて、無限に広がる世界を経験して欲しいという願いでいます。その為には、まず英語を思いっきり楽しむこと！！レッスン生の募集は随時行っています。現在は、小学1～2年生対象クラスのみですが、他学年も相談に乗りますのでお気軽にお問い合わせください。

問合せ EFFC 代表 鈴木 (☎090-5671-3498、Eメール: effc.izumiotsu@hotmail.com)

レッスン日時 毎週月曜日 午後4時30分～5時30分

対象 小学1～2年生対象

場所 わかばの森アフタースクール内(二田町3丁目11-14)

泉大津でがんばる市民団体を紹介します。

絵本の会 ぽっかぽか

おづらぎニュースVol.8 (H29.3)

読み聞かせのコツがいっぱいの講演会&ワークショップ

絵本がつなぐ心と心



村中さんと読みましょう

この事業は泉大津市の
がんばろう基金を活用
しています

12月2日にテクスピア大阪の会議室で、「絵本の会ぽっかぽか」主催の「絵本がつなぐ心と心」と題して講演会とワークショップが開催されました。

会場内が終始なごやかな雰囲気包まれていたのは、講師の絵本作家、村中李衣さんの巧みな話し方に引き込まれたことや、お母さんに抱かれた0歳の乳児が、先生とお母さんが絵本を繰り返して読む声に少しずつ反応する

様子に、「絵本を読み聞かせる人の心」を感じたからではないでしょうか。

また、絵本に描かれている動物の言葉を、一人ひとりに、「ちょっとさわらせて」「いいよ」と読んでもらい、先生がその声から感じとった読む人の性格や、生活の背景を、寸評を入れながら読み合いのコツや、子ども達に絵本を読み聞かせるヒントを伝えたことで、参加者には新鮮な気づきがあったと思えました。

未来に伸びる芽 おおつの子

わかばの森アフタースクール「わかばクラブ」



この事業は泉大津市のがんばろう基金を活用しています



わかばクラブが やってききました

NPO法人わかばの森アフタースクールは、市内の各小学校で、放課後を有意義に過ごしてもらうため、遊びを通じて子どもに算数や国語を学ぶことの楽しさを伝える「わかばクラブ」を積極的に実施しています。

平成29年1月23日に旭小学校で実施された学びっこには40人近い仲良し学級の児童が参加し、会場の多目的室は大にぎわいでした。

ことばで遊ぼう

まず、ウオーミングアップは、言葉の数でたし算する遊びです。たとえば、「もも」一足す「ぶどう」なら答えは「5」になります。こんな短い単語ならすぐに計算できますが、少し長い単語を足すとすると、子どもにとっては数えるだけでもひと苦労のように、答えのまちがいが相次ぎますが、遊びだから気にしません。

次に、子どもたちをグループに分けてから、4人のスタッフが四方から同時に別々の単語を発声しそれを聞き分けて文字のカードから聞いた単語をつくるゲームを行いました。



トランプで学ぼう

続く問題は、グループで一列に並んで、2枚のトランプをめくり、「足したらいくら?」、「引いたらいくら?」などの質問に答えられたら後ろに進んで次の子に替わるという遊びで、どのグループが一番早く答え終わるかを競いました。

礼節の大切さを知り イジメをなくそう

最後に、論語が書かれたプリントが配られ、子どもたちは大きな声で論語の一節を読み上げました。



ねころじの会

ねころじの会

代表 戸次公正
「会員」 20名
「設立」 平成24年6月



「ノラ猫に食べ物を与えないで」と禁止するだけでは解決にはなりません。ここから始まった「ねころじの会」の活動は、猫達とその街の猫として生活していける様、地域の皆さんや支援を頂いている皆さんの協力のもと、去勢・避妊手術を行っており、地域猫との共生に、日々奮闘されています。又、里親をさがすお手伝いも行っています。

取材に行った前日にも、生まれて1か月位の子猫が保護され、ミルクを哺乳瓶で飲み、離乳食を食べさせてもらっていました。まだまだ食べることも難しい赤ちゃん猫。早く里親さんが見つかって欲しいなと思いました。

ノラ猫の存在は、人間の身勝手(猫をすてる・猫にエサだけやってその結果ノラ猫が増える...)が生み出した社会問題ではないでしょうか。

もっと多くの方が我々の活動に関心を持ってほしい、地域猫の公的サポート制度の必要性を強く感じるところです。関心のある方は、ぜひ活動に参加してみませんか。お待ちしております。とのことでした。



この事業は良大津市の
がんはらう基金を活用
しています

ホンノワまちライブラリーのユニークな取り組み



まちかど
本箱知ってます?

ハッイ

そのホンノワまちライブラリーが、本と地域を結び取り組みとして、平成28年12月7日に穴師小学校で放課後の学童保育「仲良し学級」の生徒たちに、穴師地区の昔話を聞いて自分だけのオリジナル妖怪を作るイベント「穴師の妖怪づくり」を実施しました。

◆ まちかど本箱を知っていますか ◆
ホンノワまちライブラリーは、自宅などの前に「まちかど本箱」という小さな本箱を置き、本箱の中にある本を自由に手に取って読んでもらう本の貸し借りから地域の人のつながりを作ることを目的として活動している団体です。

「きれいにできたから、お母さんにあげるの。」という女の子の顔は本当にうれしそうで、参加したみんなは、大満足でした。



できた! ボクの妖怪

やさしい妖怪やどろどろしい妖怪など、さまざまに描いた作品をラミネートして穴をあけ、好みの色のヒモを付けたら完成です。



どんな妖怪ができるかな

はじめに、「紙芝居「あなしの水」を見た後、子どもたちは物語から思い思いにイメージをふくらませて妖怪を描いていきます。

➤ 地域コミュニティ活性化補助金事業

がんばる自治会を応援します！

地域コミュニティ活性化補助金 申請団体募集

補助上限

10万円

※2年目**5**万円

自治会加入率向上など、
地域コミュニティの活性化に取り組む
自治会等に対し補助金を交付します。
詳しくは内容をご確認ください。



申請期間

事前にご相談ください！

平成29年 **12月28**日まで

（事業実施期間 交付決定日～平成30年3月）

泉大津市

-会員拡大の取組を支援します-

自治会加入促進 支援事業



参加団体募集

自治会連合会では昨今の自治会加入率の低下を受けて、会員拡大
に取り組む自治会に対し、支援を行うことになりました。
事業詳細をご覧ください、ぜひご活用ください。

その1

物品提供

その2

奨励金支給

その3

ノウハウ提供

参加申込

平成29年 **9** 月 **29** 日まで

実施期間

平成29年9月～平成30年3月

泉大津市自治会連合会

<募集期間・提出先>

募集期間	平成29年9月29日（金）まで
提出先	自治会連合会事務局（市人権市民協働課内）
受付時間	平日の午前8時45分から午後5時15分まで

<応募方法>

参加申込書に必要事項を記入のうえ、直接窓口に提出してください。

<支援内容>

○物品提供

加入促進に必要な物品（啓発物品等）や住宅地図等の提供

○奨励金支給

実施期間中の活動実績に対し新規加入1世帯あたり500円を自治会に支給

○ノウハウの提供



加入促進の手引きに基づいた参加団体同士の意見交換会
外部講師による研修会の開催
モデル自治会によるアドバイスなど

<実施スケジュール>

8～9月	参加自治会募集
10月	事業説明会
9月～3月	加入拡大取組み期間
3月末	実績報告
4月	奨励金支給

※進捗状況により変更となる可能性があります。

3. 対象経費

項目	 対象となる経費	 対象とならない経費
謝金	外部の講師、指導者等に対する会議出席に対する謝礼や活動協力への謝礼等	支出先が明確でない商品券や図書券などの金券等 構成員に対する人件費、謝礼
旅費	講師、指導者等を外部から招聘するための交通費や宿泊費の実費、会議に出席するための交通費や宿泊費の実費等	構成員が事業に参加するための交通費や宿泊費、出張先での食事代等
消耗品費	会議資料、活動資料、パンフレット、ポスター等の用紙代、材料代等	特定の個人に提供する記念品、景品等の購入費や経常的な活動に要する経費
※消耗品・・・1回又は短期間の使用により消耗するもの		
印刷製本費	募集案内、広報ポスター、活動資料、活動報告書、パンフレットなどのコピー費や冊子作成のための費用等	経常的な活動に要する経費
食糧費	事業実施のために直接必要不可欠と認められる食品材料費 会議のお茶代	食事代、弁当代等
通信運搬費	募集案内、活動資料を送付するための切手代や物品宅配便料	経常的な活動に要する経費
保険料	イベント等を行う場合の来場者保険、補助事業の講師・指導者が加入する損害賠償保険等	参加者の個別の傷害保険料や補助対象事業以外の行事保険、講師・指導者が加入する損害賠償保険等
使用料及び賃借料	会議室、施設、機具等の使用料やバス等の借り上げ料	団体が自ら所有している施設等の使用料及び借り上げ料
備品購入費	事業実施にあたり必要不可欠と認められるもので、管理責任者を明確にしたもの	補助対象事業以外の備品購入、管理責任者が不明確であるもの
※備品・・・品質形状が変わることなく、比較的長期間（概ね1年以上）使用、保存できるもののうち、1万円以上のもの		

○まちづくり協議会設置の意義

・地域で起こっている2つの課題

地域では・・・

少子高齢化・核家族化・価値観の多様化



地域の人同士のつながり希薄化（※自治会加入率低下）



孤独死、児童虐待、災害時対応、自殺者増大など

団体では・・・

・担い手の固定化・高齢化・負担の増大

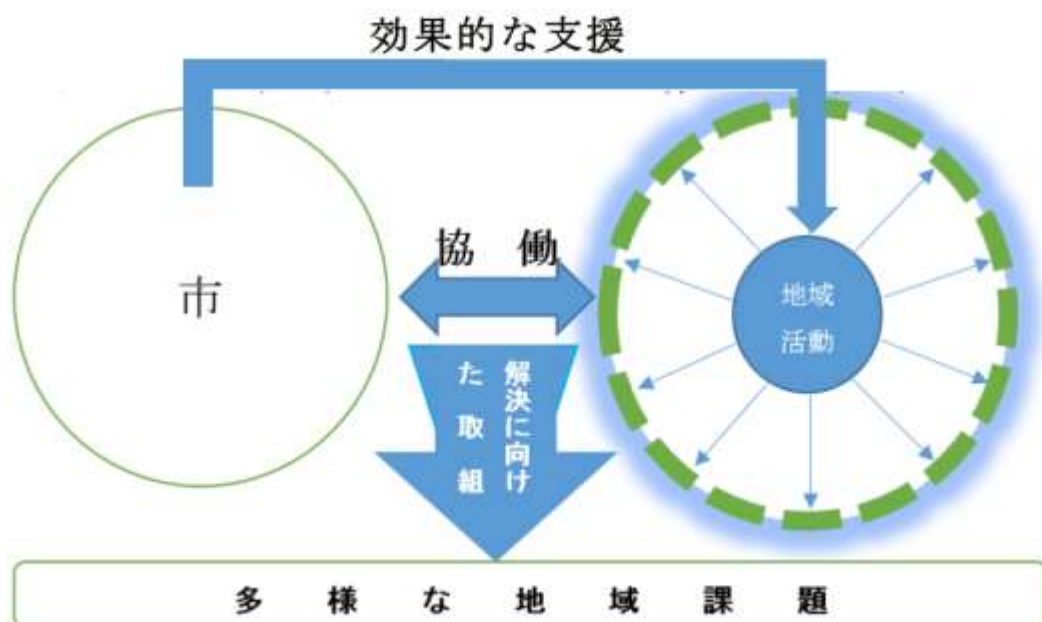
・団体の縦割りによる非効率化

・マンネリ化



活動の停滞・衰退

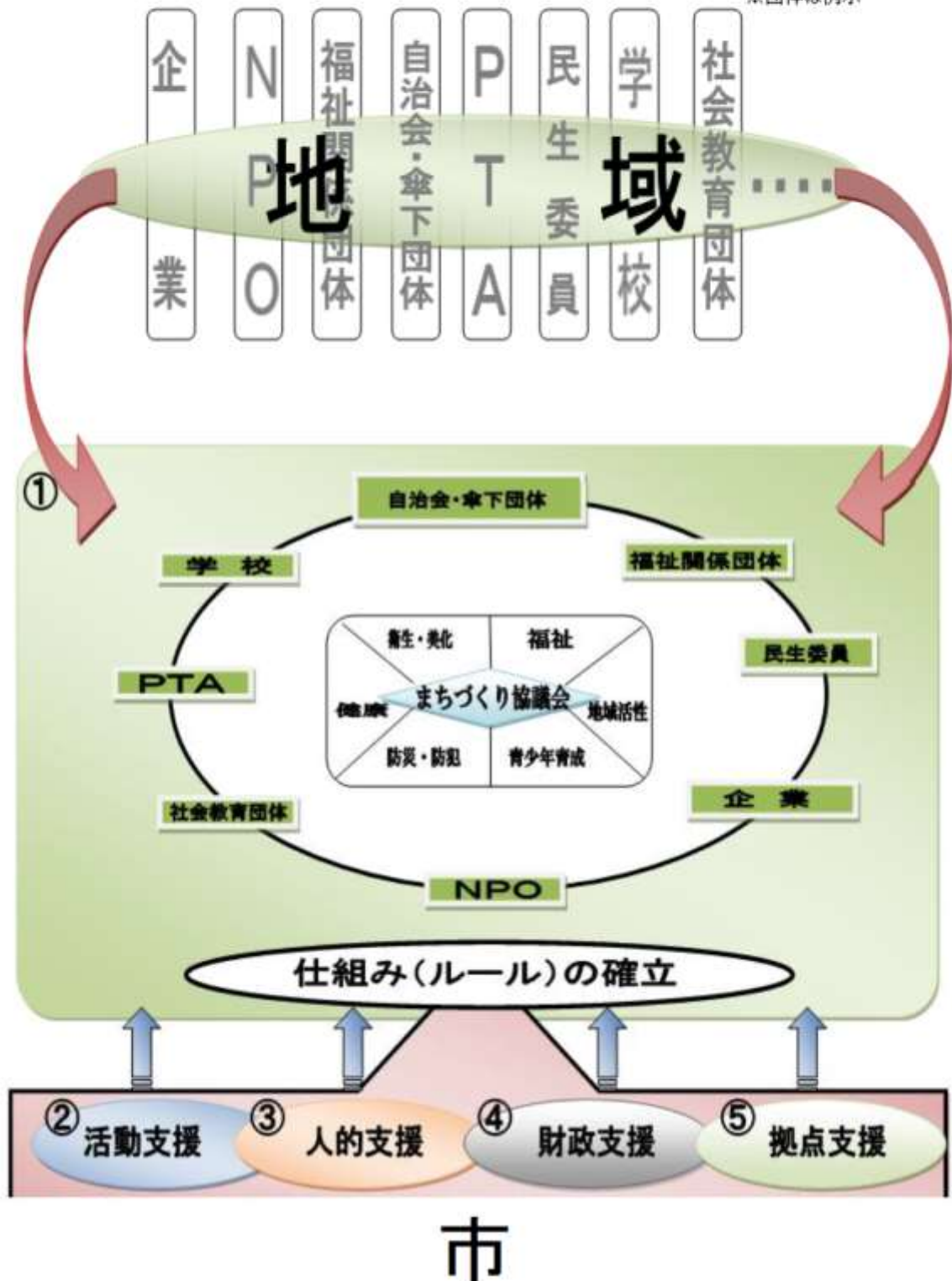
これからのまちづくりの担い手(協働と地域自治)



泉大津市地域包括型住民自治システム（案）

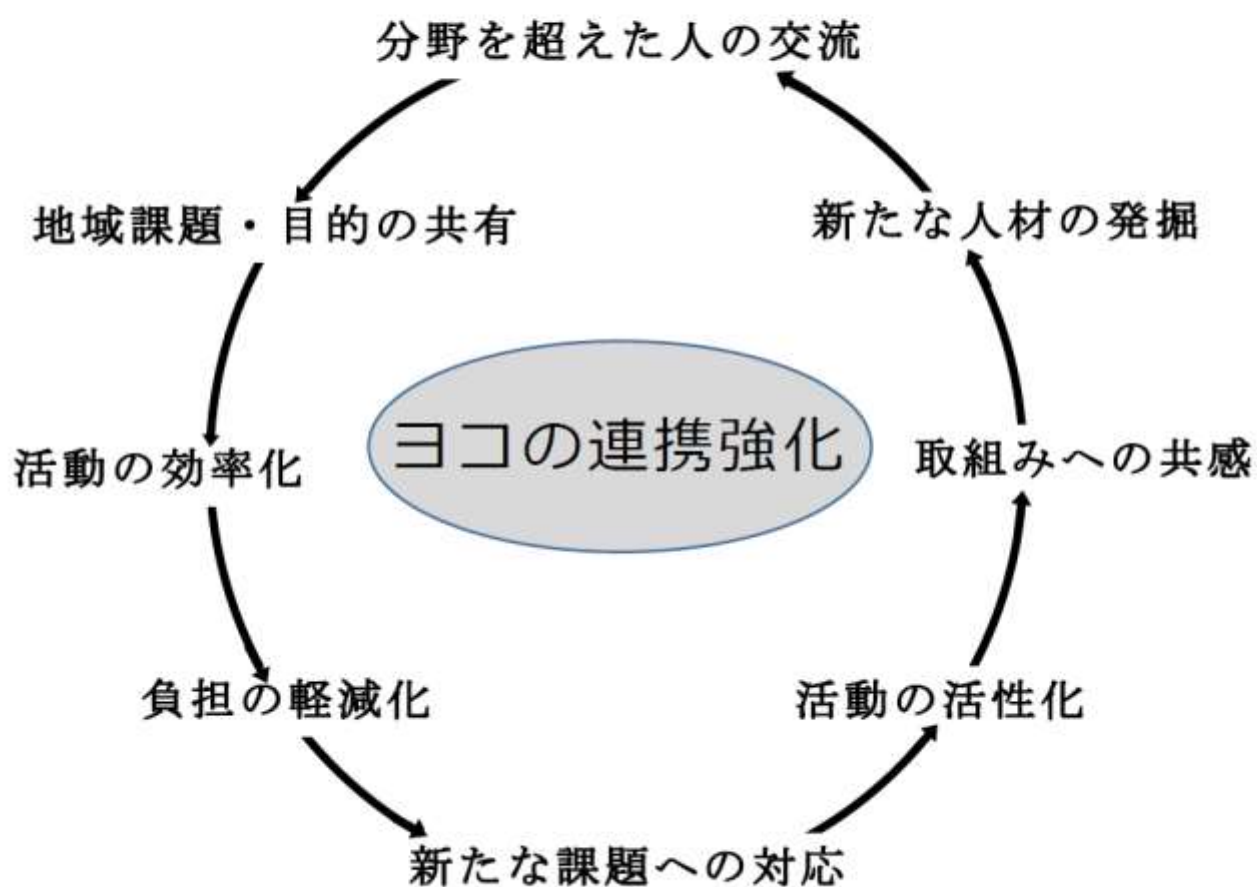
～垂直から水平の関係へ～

※団体は例示



【好循環を生み出すシステム】

まちづくり協議会の設立



➤ 講演会・セミナーの開催

新たな担い手を
呼び込むヒント、
ゲットしよう！



地域活性化セミナー開催！

参加費
無料

自治会やボランティア団体など、地域での活動をさらに活発にするためのヒントが詰まった講演会・座談会を開催します。

様々な年代の方がどうすれば参加してくれるの？取組を実際に行っている実践者が解説します。お悩みの団体必見です！

講師 佐野 耕司氏（磯路地域活動協議会会長）
古島智枝子氏（同協議会書記）（ほか）

磯路地域活動協議会は、小学校区を範囲として、地域団体等の様々な団体が幅広く参画・協力し、地域課題の解決やまちづくりに取り組むための連合組織。防災・防犯、子ども・青少年の健全育成、福祉等、広く活動している。



座談会 もやります！

セミナーでは、日頃の活動でのお悩みなどを、地域活動実践者を交えてフリートーク形式でお話しいただける座談会を予定しています。

日
時

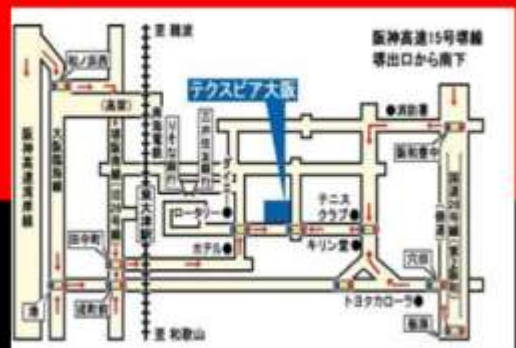
3月19日(月)
19:00～21:00

19:00～講演会、20:00頃～座談会を予定

場
所

テクスピア大阪
4階401会議室

泉大津市旭町22-45



申込・問合せ

要申込
(先着80名)

泉大津市役所 人権市民協働課

TEL.0725-33-1131 (代表)

➤ 元気な泉大津づくり地域人材育成支援事業

泉大津市地域人材育成支援補助金(概要)

1 概要

市民等の市政への参画及び市民公益活動の活性化を図るため、市民等が市職員とともに又は自らが全国の先進的な取組み等を学ぼうとする場合に、その要する費用に補助金を交付する。

2 補助対象者

(1) 次のすべてに該当する市民公益活動団体

ア 非営利で公益を目的として活動を行っている団体又は活動を始めようとしている団体

イ 団体の運営に関する規約、会則、定款その他の定めがある団体

ウ 3人以上の者で構成される団体で、その構成員の2分の1以上の者が本市内に住所を有し、本市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は本市内の学校に在学している者である団体

(2) 研修等で学んだことを生かし、市民公益活動団体の設立や市民公益活動に参加する者

3 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。ただし、交通費及び宿泊費は、泉大津市職員旅費条例の規定による算出額を限度とする。

(1) 受講料及びテキスト代

(2) 交通費及び宿泊費等の旅費

4 概算払等【追加】

(1) 補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めた場合においては、概算払をすることができるものとする。

(2) 概算払を受けようとする補助対象者は、交付決定通知後、地域人材育成支援補助金概算払交付請求書(様式第10号)に理由を付して市長に提出しなければならないものとする。

▶ **がんばる市民公益活動応援補助金事業（制度改正）**



「泉大津市がんばろう基金」を活用し、特定非営利活動を応援します

市内の「がんばる」団体の事業に補助金を交付します！

※「泉大津市がんばろう基金」が活用されている事業にはこのロゴが入ります。

市では協働のまちづくりの推進することを目的に、市民のみなさんの自発的な公益活動を支援しています。この補助金制度は、皆さんからの寄付などで成り立っている「泉大津市がんばろう基金」を財源としています。

制度の詳細については下表のとおりです。

審査方法 6月中旬実施予定の応募団体による公開プレゼンテーションで、市民活動に関する有識者などで構成する審査委員会が総合的に評価し、補助金の交付決定は6月末。（人材育成補助金については、公開プレゼンテーションの実施は行いません）

申込・問合せ 申請書（市役所4階市民協働推進課で配布。市ホームページからダウンロードも可）を4月2日（月）～5月11日（金）に、市民協働推進課に直接提出。（郵送不可）

事業説明会（予約制）

日時 4月10日（火）午後7時～

場所 市役所3階大会議室

なお、この補助金は平成30年度に行う「事業」が対象であり、団体の運営や活動全般について補助するものではありませんので、ご注意ください。

問合せ 市民協働推進課（市役所4階）

■ 助成制度の概要

拡充します！

新設しました！

種類	自立促進事業補助金 (はじめの一步)	活性化事業補助金 (ステップアップ)	人材育成事業補助金
目的	立ち上げ期における市民活動の自立を図る目的で実施	市民活動の継続と活性化、団体の自立強化、市民理解の増進を図る目的で実施	地域リーダーなどの地域で活躍できる人材を育成する目的で実施
設立年数	5年未満	3年以上	制限なし
対象団体	次のすべてに該当する市民活動団体（法人格の有無は問いません） ①主として泉大津市内において、特定非営利活動を行っている、または始めようとしていること ②3人以上で構成される団体で、構成員の2分の1以上が市民（在勤、在学含む）であること ③市から直接他の補助金を受けていないこと ④政治活動、宗教活動を目的としていないこと		
対象事業	①市民活動団体の設立または活動準備に要する事業 ②市民活動団体の運営に要する事業 ③具体的な市民活動に要する事業	①市民活動団体の運営または自立の強化に要する事業 ②継続的な市民活動の推進に要する事業 ③市民活動団体が取り組む活動に対する市民理解の推進に要する事業	①啓発事業 講演会、研修会などの開催に関する事業 ②専門家招へい事業 活動または事業への指導および助言を得るための専門家招へいに関する事業 ③調査研究事業 活動または事業の企画立案のための調査研究に関する事業 ④能力開発事業 専門的な知識および技能の習得のための講習会などの開催に関する事業 以上4点のいずれかに該当し、かつ補助対象団体が新たに行う事業
事業内容	特定非営利活動促進法（NPO法）に定める20分野に該当する事業 保健、医療または福祉の増進を図る活動、社会教育の推進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動など		
補助期間	5か年以内 拡充します！	3か年以内	単年度（同一団体につき3回まで）
限度額など	▷1年目…30万円以内（補助率：10分の10） ▷2年目…20万円以内（補助率：10分の10） ▷3年目…15万円以内（補助率：10分の10） ▷4年目…10万円以内（補助率：10分の10） ▷5年目…5万円以内（補助率：10分の10）	▷1年目…40万円以内（補助率：4分の3） ▷2年目…20万円以内（補助率：3分の2） ▷3年目…15万円以内（補助率：2分の1）	1回につき10万円以内（補助率：10分の10）

申請～採択までのながれ

事業説明会 4月10日（火）午後7時～
（がんばろう基金の概要や申請書の記入方法などの説明）

申請受付 4月2日（月）～5月11日（金）

書面審査 5月（予定）
H30年度事業報告会

6月（予定）審査会（公開プレゼンテーション）

6月（予定）事業採択 ▶ 事業開始

「泉大津市がんばろう基金」の寄付にご協力をお願いします。

制度の運用は、皆さんの応援が何よりも大切です。

ぜひ、寄付のご協力をお願いします。

➤ 広報いずみおおつ等への市民活動団体情報掲載基準（案）

泉大津市団体登録要綱に基づき登録している団体における
「広報いずみおおつ」への市民活動情報掲載基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、泉大津市参画及び協働の推進に関する条例第12条及び第13条に基づき、泉大津市内で活動する市民活動団体への支援及び市民の社会貢献活動への参加の機会を広げることを目的として、広報いずみおおつへの掲載希望の申し出があった団体に対して、その団体の活動に関する情報等を掲載する際の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象団体）

第2条 広報いずみおおつに掲載できる団体は、泉大津市団体登録要綱（平成25年泉大津市公告第21号）に基づき登録している団体とする。

（掲載できる要件）

第3条 広報いずみおおつに掲載できる事項は、原則として、泉大津市内において実施されるもので、次の各号の要件を満たすものとする。

- （1）団体の規約又は会則等の内容に沿った事業であること。
- （2）営利活動、宗教活動及び選挙活動を含む政治活動を目的としたものでないこと。
- （3）入場料等、当該事業への参加のために参加者が負担する経費が3,000円以下であること。
- （4）事業の実施及び掲載申請書（様式第1号）に記載する事項が全て確定していること。

（掲載できる回数）

第4条 広報いずみおおつに掲載できる回数は、原則、一団体につき年度内（4月号から翌年の3月号）、3回までとする。

（掲載の申請）

第5条 広報いずみおおつに掲載を希望する団体は、掲載申請書（様式第1号）を2月前の1日から15日までの間に市民活動支援センターに提出するものとする。

なお、掲載する事業の開催日もしくは申込期日が、掲載する月の初日

から起算して9日以前のものについては、原則として3月前の1日から15日までの間に提出するものとする。

(依頼の可否の決定)

第6条 人権市民協働課長は、申請を受けたときは、審査の上、掲載の可否を決定するものとする。

(掲載の制限)

第7条 原稿掲載の最終可否については、秘書広報課が決定する。掲載スペース等に限りがある場合は、原稿内容の編集及び申請の早い順から掲載するものとする。

(その他広報媒体への掲載)

第8条 掲載事項については、団体の希望により市ホームページその他市が指定する広報媒体に掲載することができるものとする。

(公共施設への掲示・配架)

第9条 事業ポスター・チラシ等がある場合は、団体の希望により市が指定する施設を利用して掲示・配架ができるものとする。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、人権市民協働課長が別に定める。

(様式第 1 号)

広報いずみおおつ掲載申請書

下記事項について「広報いずみおおつ」への掲載を希望します。なお、下記内容は団体の規約又は会則等の内容に沿った事業であり、営利活動、宗教活動及び選挙活動を含む政治活動を目的としたものではありません。

1. 掲載事項

広報いずみおおつ 掲載希望月	平成 年 月										
	※掲載希望月の2カ月前の20日までに申請のこと										
掲 載 内 容											
タイトル (20字以内)										X	
内 容 (55字以内)											
と き	平成 年 月 日 (~ 月 日) 午 (前 ・ 後) 時 分 (~ 時 分)										
と ころ											
対 象									定 員		
参加費	無 料 ・ 有 料 (円)										
団体名									写 真 デ ー タ	有 ・ 無	
問 合 先	担 当 者 ()										
その他、掲載希望媒体	<input type="checkbox"/> 市ホームページ <input type="checkbox"/> 公共施設への掲示・配架 <input type="checkbox"/> その他 ()										

2. 申請者

団体名			
住 所			
氏 名		電 話	
E-mail		FAX	